

諫早市キャッシュレス決済端末等導入支援事業費補助金

● 1事業者あたり20万円 ● 複数店舗導入の場合30万円

※給付上限額

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ウィズコロナ社会による新しい生活様式への対応を進めるとともに、新幹線開業やコロナ禍後のインバウンド観光に伴う交流人口の拡大に対応するための、キャッシュレス決済端末等導入に必要な経費の支援を行います。



いさはやとLINK
いさはやをLIKE

【補助対象者】

補助金の交付決定後から令和5年3月10日（金）までの間にキャッシュレス決済端末等を購入した事業者

- ・市内に店舗等を有する又は、市内で事業活動を営むものであって、引き続き市内で事業を継続する意思がある者
- ・諫早市税に滞納がないこと
- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者や個人事業者
- ・補助対象となる機種が他の公的機関から同様の事業の補助対象として助成を受けていないこと

【対象経費】 ※消費税等は除きます。

補助対象（例）	対象外（例）
<ul style="list-style-type: none">・キャッシュレス決済端末本体機器（新品に限る）・付属機器（新品に限る）<ul style="list-style-type: none">① 端末機器（例：タブレット、パソコンなど）② 決済端末に関連する機器 （例：バーコードリーダー、非接触リーダライタ、レシートプリンターなど）③ ネットワーク接続機器（例：Wi-Fi ルーターなど）	<ul style="list-style-type: none">・工事費 （インターネット接続工事費など）・手数料、経常的経費 （登録手数料、設置料、使用料など）・キャッシュレス決済に使用するシステム・ソフト等購入費用・リース料及びレンタル料・日常的に使用する消耗品に係る経費 （レシート用紙、保護ケースなど）

【申請方法】

申請書等に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて、郵送にて申請してください

受付期間：令和4年8月1日（月）～令和5年2月28日（火）（消印有効）

（お問い合わせ） ☎854-8601 諫早市東小路町7番1号 諫早市 緊急経済対策室 ☎ 0957-22-3520